

令和 5 年 第 10 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 10 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

令和5年第10回雫石町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和5年10月20日(金) 午前9時30分
- 2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

- 1番 岡森 喜与一
- 2番 山本 長栄
- 3番 松ノ木 睦男
- 4番 新田 善男
- 5番 舛澤 誠一
- 6番 細川 仁
- 7番 堂屋 剛
- 8番 木村 正美
- 9番 山崎 忍
- 10番 八丁野 よし子
- 11番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

- 雫石 藤村 博志
- 雫石 福崎 公博
- 雫石 徳田 雅博
- 御所 吉田 光彦
- 御所 川口 英敏
- 御所 細川 健一
- 西山 柿木 一明
- 西山 松本 光正
- 西山 山田 裕明
- 御明神 伊藤 庄一
- 御明神 南野 久晃
- 御明神 木村 久雄
- 御明神 夷森 和人

4 欠席した委員

農業委員

推進委員 御所 米澤 晃 西山 高橋 浩之 御明神 砂壁 純也

5 議事

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 報告第3号 農地の現状変更完了に関する届出について
- 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見決定について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 高橋 恵 主任 四ツ家 広衣

開会時間 午前9時30分

議長 ただいまから、令和5年第10回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員11名、推進委員13名、計24名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田 局長 （資料に基づき説明）

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどはございませんか。

委員 （なし）

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には3番、松ノ木 睦男委員 4番、新田 善男委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋 係長 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」表のとおり3件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」表のとおり1件提出がありました。

解約理由は、解約し賃借人と売買するためです。

関連する案件を議案第2号及び、議案第4号でご審議いただきます。

報告第3号「農地の現状変更に関する工事完了について」表のとおり2件提出がありました。

番号1 届出人 ○○

変更の目的及び理由は、凸凹を均すことで畦畔を除去し、作業効率をよくするためです。

場所は、参考資料の1ページにあります『現状変更完了：○○』となっていてるところで位置は、参考資料の3～4ページにありますように○○公民館から○○へ約○○mに位置する場所です。

現地を確認したところ、5ページにありますように現在は農作業しやすいように均等に整備されてることから、問題ないと思われれます。

番号2 届出人 ○○ 田2筆 面積計、14,258 m²

変更の目的及び理由は、畦畔を除去することで作業区画を整備し作業効率を良くするためです。

場所は、参考資料の2ページにあります『現状変更完了：○○』となっていて、
るところで位置は参考資料の7～8ページにありますように、○○公民館から○○へ約○○mに位置する場所です。

現状を確認したところ、9～10ページにありますように現在は農作業しやすいように畦畔が取られ1枚の大きな圃場となっており適切に保全管理されていることから問題ないものと思われま

す。以上で報告を終わります。

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ報告第1号～第3号を終わります。

次に、議案第1号農地法第5条第1項の規定による、許可後の事業変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋 係長 《議案第1号》

番号1 ○○が所有する、畑1筆、面積192,811 m²のうち6,212 m²について農地転用許可後の事業計画の変更申請が提出されたので意見の決定を求めるものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『農地転用計画変更：○○』となっていて、○○から○○へ約○○km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の11ページ～12ページをご覧ください。

本件は、地熱資源ポテンシャル調査のため令和4年8月22日付けで農地法第5条の許可を受けたものですが、追加調査実施に伴い、期間を延長するため、計画を変更するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を行います。

5番 舛澤委員、お願いします。

5番 舛澤委員 5番、舛澤です。10月13日に私、徳田推進委員、高橋推進委員の5班3名と事務局で現地を確認して参りました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料の13ページのとおり管理されており、追加調査のため1年8ヶ月期間が延長されるものです。

新たに農地掘削範囲を広げるものではないため、問題なものと思われま

以上で説明を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
次に議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋 係長

《議案第2号 説明》

番号1 ○○ 外 畑3筆、面積計55,294㎡のうち共有持分割合分です。

3条有償移転。譲渡人 共有持分 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、離農するため売買に至ったものです。売買総額は、103,000円です。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：共有持分○○・○○』となっているところで、場所は○○の東側及び、○○から○○へ約○○km向かった場所になります。

詳細な位置などは、参考資料の15ページ～18ページをご覧ください。

番号2 ○○ 田3筆 面積計6,930㎡、3条賃貸借、
貸付人 ○○外1名、借受人 ○○。申請事由は、借受人が規模拡大することから、賃貸借するものです。賃料は10a当たり5,000円、総額34,650円。契約期間10年です。

場所は、参考資料の2ページにあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○公民館から○○及び○○へ約○○m向かった場所になります。
詳細な位置などは参考資料の21～22ページをご覧ください。

どちらの案件も総会資料9ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を5番舛澤委員に
お願いします。

5 番舛澤です。番号 1 について報告いたします。

5 番 舛澤委員

現地を確認したところ参考資料の 19 ページのとおり牧草地であり共有持分であるため、作付けする内容について変更がないことから、問題ないと思われ
ます。

次に番号 2 について報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料の 23 ページのとおり 1 筆は、転作作物とし
て豆を植えている状況であり 2 筆は、稲作を作付けしている状況であり賃借後
も引き続き同様に作付けする計画であることから問題ないと思われ
ます。
以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問ご意見ござい
ませんか。

はい、8 番木村委員。

8 番 木村委員

8 番、木村です。報告 2 号の部分の若林さんの面積と今回の 1 番の面積が違
っているが残っているところの土地は、どうなっていくのか。そこが見えない
ので説明をお願いします。

高橋 係長

総会次第の 9 ページをご覧ください。備考欄に、共有持分の 47 分の 1 およ
び 49 分の 1 と書いてあり、それぞれの持分の共有者様がいますので、47 分の
1、49 分の 1 部分のみ変わるということになります。

なので、一部分のみの所有者が変わるということになり、小さい面積になっ
ているのは、持分案分ということになりますが実際に何かする時には、所有者
の皆様が判子が必要となりますことをご理解いただければと思います。

8 番 木村委員

8 番、木村です。

貸す人の部分について〇〇さん 1 人だけの名義になっていて、あとの人の部
分の共有している人が出てきていないのですが、どういう関係になっているの
か教えてください。

高橋 係長

はい、共有になっているので、そのほかの方々が、みんな売ると言ってるわ
けではないです。共有持分のうち、一部の名前が変わりますので例えば 50 m²の
小さいところを売るということではなく、47 人うちの 1 人に、〇〇さんが入る
と
思っていたいただければと思います。小さいところの割合の中で動くので例えば
売
買したからといって、その小さいところに別のものを耕作するというわけ
では
ござ
い
ませ
ん。

太田 局長

私のほうから補足説明させていただきたいと思います。

所有権的には、あくまでも共有持分となります。そのうち何 m²という面積を
表して
ますがイメージを分かりやすいように便宜的に表したものでマンション
の
よ
うな
区
分
所
有
で
の
面
積
で、それぞれの共有持分ずつ明確に所有権が分か

れているというものではございません。

所有権的には2筆、こちらは所有者の方々の共同管理でしてその中の持分の所有権移転が本件で申請にあがってきているところでございます。

8番 木村委員 例えば、新しく有償移転する面積の部分で、〇〇の部分については、報告の部分で全く地名が出てこない部分なのですが、これとは関係ない場所ということですか。

高橋 係長 報告でお話いたしました〇〇 外の「外」の部分の場所になりますので、畑3筆の場所となっております。

残りの分に関して、共有分なので3条でご審議いただくのですが、そのほか離農のために残りの部分は全部、利用権設定の議案第4号でご審議いただく部分になりますので議案第4号でご説明させていただきます。

はい。面積が違う部分があったものですから、分かりました。

8番 木村委員

他にございませんか。

議 長

(なし)

委 員

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

『全員挙手』

委 員

議 長

全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定されました。次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第3号について説明いたします。

高橋 係長

番号1 〇〇畑2筆、面積7,912㎡、所有権移転、譲渡人 〇〇 外1名、譲受人 〇〇、転用目的 その他施設用地。転用理由は、太陽光発電設備の整備のため売買しようとするものです。

売買総額は、23,900,000円、工期は令和6年11月までです。工費総額は、66,800,000円となっています。

場所は、参考資料の2ページにありますように『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、場所は〇〇より〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の25～27ページをご覧ください。本案は、太陽光発電施設を整備する予定ですが、計画面積も妥当であり申請農地は、第2種農地に該当すると判断されます。本案はすべて農地転用許可基準を満たしていることから転用は許可相当であ

ると判断いたしました。
以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。
徳田推進委員にお願いします。

議 長

徳田 推進委員

雫石地区の徳田です。番号1について報告いたします。
現地を確認したところ、参考資料の28ページのとおり現在は、果樹園ではなく
雑草や木が生い茂っている状態だったため転用後の周辺農地への影響も少ない
と判断してきましたので、問題ないものと思われれます。なお、事前着工はあ
りませんでした。
以上で報告を終わります。

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ござ
いませんか。

議 長

(なし)

委 員

なければ、これで質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案
を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

議 長

『挙手多数』

委 員

挙手多数ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
次に議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といた
します。事務局の説明を求めます。

議 長

総会資料の11ページをご覧ください。
議案第4号、売買による所有権移転について説明いたします。

高橋 係長

番号1 ○○、田17筆、畑1筆、面積計16,647.1㎡
譲渡人 ○○、譲受人 ○○、価格は総額1,657,000円です。

番号2 ○○ 田2筆、面積計3,759㎡
譲渡人 ○○、譲受人 ○○、価格は総額150,000円です。

番号3 ○○ 田2筆、面積計3,048㎡
譲渡人 ○○、譲受人 ○○、価格は総額150,000円です。
総会資料の15ページをご覧ください。

貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

番号1 ○○、田5筆、面積14,370㎡ 再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、8 番木村委員。

8 番 木村委員 はい、8 番木村です。1,657,000 円というところの全体の面積の部分で、割り算すれば計算機で出てくるとは思いますが、10a あたりの価格を教えてくださいたいです。

高橋 係長 今、詳細はありませんが、およそ 99,000 円になります。こちら根拠といたしましては、固定資産の評価額の端数を切った数字となっております。

8 番 木村委員 99,000 円ですね。分かりました。

議 長 他に、ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は、挙手願います。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定されました。次に議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題いたします。

本案件は、11 番 坂下委員が農業委員会等に関する法律 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(坂下委員 退席)

はい、それでは事務局の説明を求めます。

高橋 係長 議案第 5 号について説明いたします。
総会資料の 15 ページをご覧ください。

番号 1 ○○、畑 1 筆、面積 537 m²、所有者は○○です。

非農地の事由は、昭和50年前後頃に葉タバコ乾燥小屋を建築。その後94番地の宅地の付属建物として農機具格納庫を農地にまたがって建築し、現在に至っています。

場所は、参考資料の2ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで詳細な位置などは29～30ページをご覧ください。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を16ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することは問題ないと考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑の前に、現地確認報告を、徳田推進委員にお願いします。

徳田 推進委員 徳田です。番号1について報告いたします。
現地を確認したところ、参考資料の32ページのとおり、住宅への進入路と作業小屋として使われ、宅地と一体的になっている状態でした。

現在の状況となってから20年以上経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定されました。
以上で議事は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変、お疲れ様でした。

閉会時刻 午前10時10分

以上が令和5年10月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 10 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 3 番

4 番
